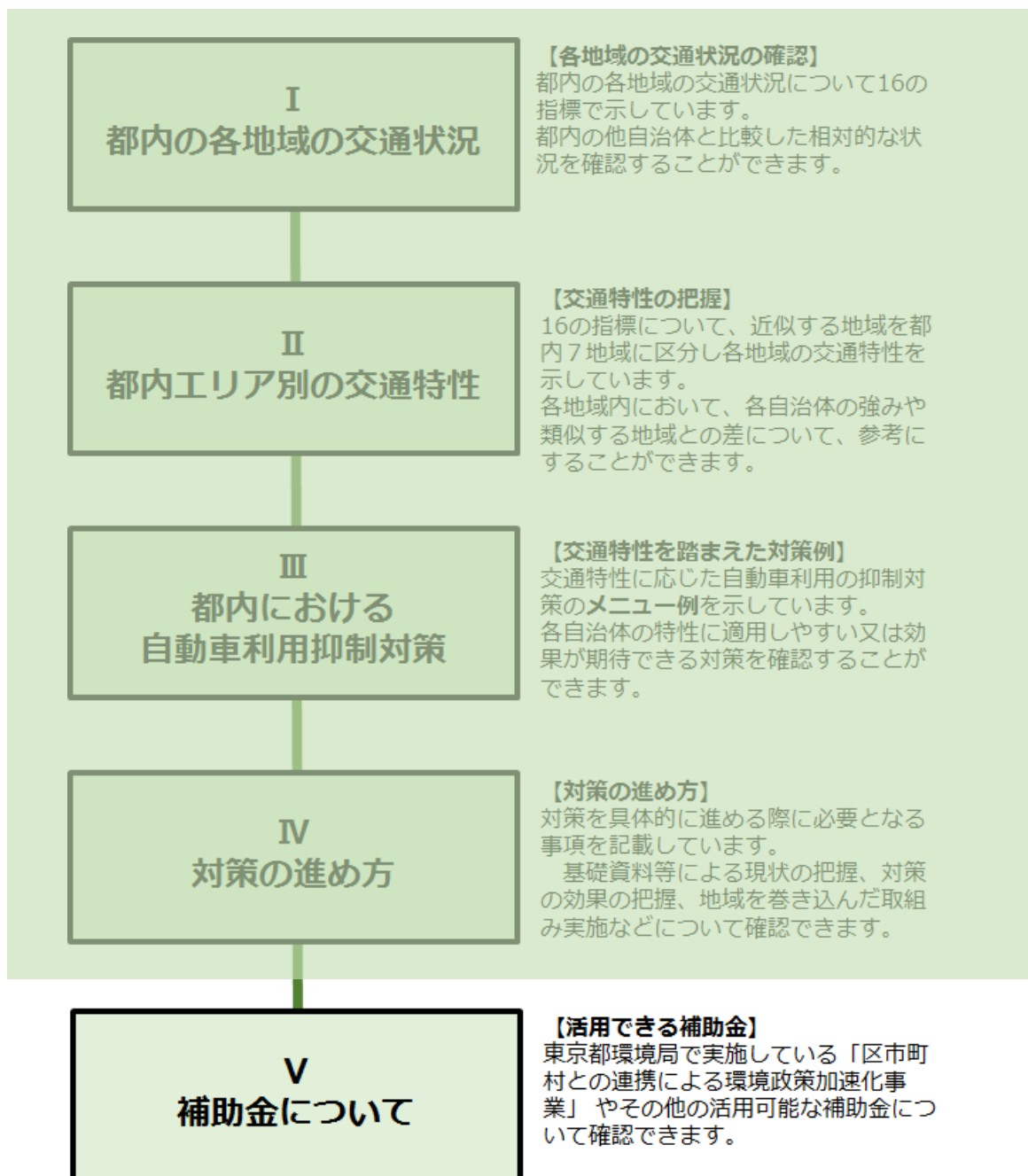


V 補助金について



Vでは、対策の実施に当たって、活用できる可能性のある補助金についてお示しします。

V－1 「区市町村との連携による環境政策加速化事業」について

V－2 その他の補助金

V-1 「区市町村との連携による環境政策加速化事業」

東京都環境基本計画で掲げる 2030 年目標の達成に向けて、環境政策の一層の推進を図るためには、地域の実情に精通している区市町村との連携を一層強化していくことが重要です。そこで、都は、区市町村が実施する地域の多様な主体との連携や、地域特性・地域資源の活用等、地域の実情に即した取組みのうち、東京の広域的環境課題の解決に資するものに対して、必要な財政的支援を実施するため、令和 6（2024）年度から「東京都区市町村との連携による環境政策加速化事業」を創設し、都と区市町村が一体となった取組みの促進を図っています。

（1）目的

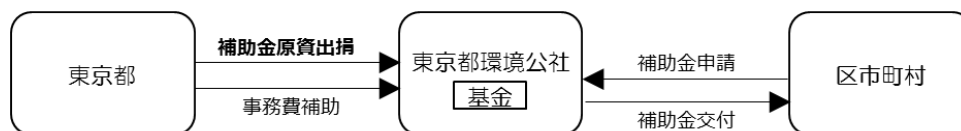
都が、都内の区市町村と連携し、環境基本計画に掲げる 2030 年目標の達成に向けて、広域的環境課題への対応を図ることにより、東京全体の環境政策を一層推進

（2）期間

令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度までの 3 年間

（3）スキーム

補助金の原資を東京都環境公社に出捐し、公社から区市町村に補助金を交付



（4）補助率

➤ 一般的対策事業

⇒ 1/2

各メニューの事業方針の要件を満たす事業が対象

➤ 将来性ある先進的事業

⇒ 10/10

先進性が高く、将来的に都内外の区市町村へ拡がることが見込まれる
有望な事業(上限 3,000 万円/件・年度)

（5）実施主体

区市町村及び一部事務組合等（NPO や民間事業者等への委託や共同事業も可）

(6)対象事業

ゼロエミッションの実現、自然と共生する豊かな社会の実現、より良質な都市環境の実現等の各分野にまたがる20メニュー

20メニューのうちの1メニューが「自動車利用の抑制推進事業」となっています。

分野		メニュー名
計画策定		(1) 環境課題の解決に向けた計画策定支援事業
ゼロエミッションの実現	再エネ・省エネ	(2) 地域と連携した省エネ・再エネ普及啓発促進事業
		(3) 家庭の省エネ・再エネ促進事業
		(4) 地球温暖化対策報告書制度を活用した中小規模事業所の脱炭素化支援事業
		(5) 自動車利用の抑制推進事業
	モビリティ	(6) 島しょ地域におけるZEV普及促進事業
		(7) 水素エネルギー普及拡大ムーブメント推進事業
	資源	(8) プラスチックの持続可能な利用推進事業
		(9) 食品ロス・リサイクル対策推進事業
		(10) 廃棄物の3 R推進事業
	フロン	(11) フロン排出削減対策支援事業
適応	(12) 熱中症・ヒートアイランド対策推進事業	
自然と共生する豊かな社会の実現		(13) 生物多様性保全のための生物基礎情報調査事業
		(14) 希少な野生動植物の保全と外来種対策事業
		(15) 地域の生態系や多様な生きものの生息・生育環境の保全事業
		(16) 生物多様性に配慮・貢献する行動変容促進事業
より良質な都市環境の実現		(17) アスベスト飛散防止対策の推進事業
		(18) 環境と健康に優しい低VOC塗装等の普及促進事業
		(19) 廃棄物の適正処理推進事業
横断・総合的		(20) 環境学習を通じた環境人材育成事業

詳細は以下のURLよりご確認ください。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy_others/municipal_support/kasoku/

※各事業内容について、当該補助金の対象となるか否かについては、下記担当にご確認ください。

問い合わせ先

東京都 環境局 総務部環境政策課 区市町村連携担当
電話番号 03-5000-7027（直通）

(7)「自動車利用の抑制推進事業」補助内容詳細について

【事業方針（令和6年4月制定）】

(5)

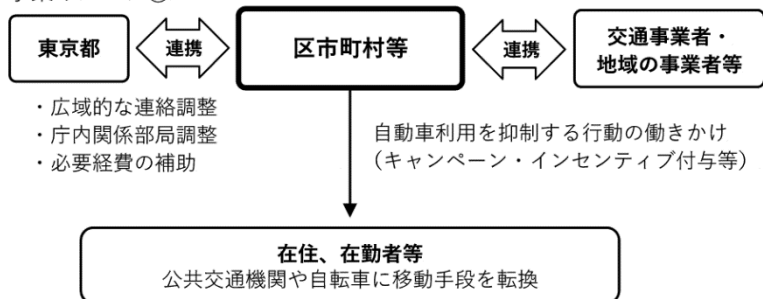
<メニュー名> 自動車利用の抑制推進事業
<目的> 自動車から公共交通機関や自転車等への移動手段の転換、モビリティ・マネジメント、渋滞対策、それらに関する普及啓発等の実施により自動車の利用及び走行量を抑制することで、運輸部門のCO₂排出量の削減及び大気環境の改善を図る。
<都の事業目標【2030年目標】> 『東京都環境基本計画』 ・運輸部門エネルギー起源CO₂排出量（2000年比）65%減
<補助事業の内容>（以下のアからウまでの全てを実施する場合に補助対象とする。） ア 交通事業者や施設所有者等と連携し、運輸部門のCO₂排出量の削減及び大気環境の改善を目的として実施する自動車から公共交通機関や自転車等への移動手段の転換、モビリティ・マネジメント、渋滞対策、それらに関する普及啓発等の実施により自動車の利用又は走行量の抑制に係る、計画の策定、調査、事業の実施、費用対効果の検証及びその他の必要な取組を実施すること。ただし、都市整備局が実施している交通不便地域の解消等を図ることを目的とした「東京都持続可能な地域公共交通実現に向けた事業費補助金」において、補助対象となりうる事業及び道路整備事業（事例：道路法に基づく道路整備事業など）は補助対象外とする。 イ アの取組において自転車シェアリングの導入を行う場合は、次の(ア)から(オ)までの要件を全て満たすこと。 (ア) 導入する自転車シェアリングシステムは、他の区市町村等との連携による相互利用が可能な汎用性の高いものであり、かつ、解錠及び個人認証等の管理については、交通系ICカード、スマートフォン等を用いて簡便に自転車を利用できる方式を採用すること。 (イ) 海外からの来訪者でも容易に利用できるような環境整備（多言語対応）を行うこと。 (ウ) 必要に応じて、歩行者の安全対策、放置自転車の誘発防止対策、利用者に対する自転車のルール・マナーの普及啓発など、自転車シェアリング運営事業者ではなく区市町村等が地域の行政課題として対応すべき取組を実施すること。 (エ) 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成25年東京都条例第14号）が令和元年9月に改正されたことを踏まえ、自転車シェアリングの運営事業者が自転車損害賠償保険等に参加していること。 (オ) より便利な交通サービスを提供するというMaaSの考えを踏まえ、乗換案内アプリ等への情報提供を検討すること。 ウ 次の(ア)から(ウ)までの取組を全て実施すること。 (ア) アの取組の実施によるエネルギー消費量等及びCO₂排出量の削減効果を集計するなど、取組効果の検証を行うこと。 (イ) アの取組の内容に係る周知又は普及啓発を行うこと。 (ウ) アの取組について都内の他の区市町村等宛てに周知するなど、事業の広域化に向けた取組を行うこと。

＜事業例と事業イメージ＞ ※都が作成する「自動車利用抑制策に関する手引き」も併せてご覧ください。

事業例①

交通事業者や地域の事業者等と連携し、自動車による移動を、公共交通機関や自転車への移動に転換するため、PRキャンペーンの実施やインセンティブの付与等を行い、自動車利用を抑制する行動を推進する。

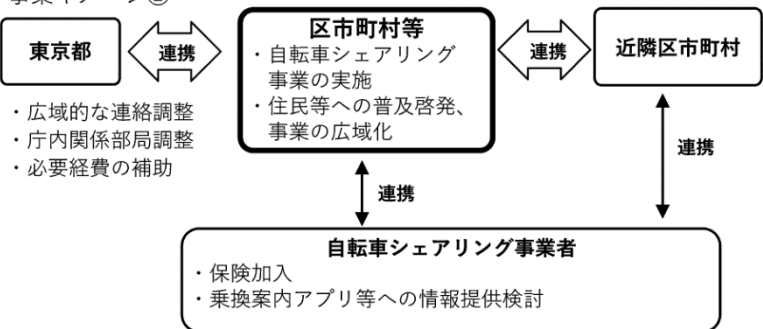
事業イメージ①



事業例②

自転車シェアリング運営事業者と連携して自転車シェアリング事業を実施する。

事業イメージ②



＜補助対象経費＞

上記補助事業の内容の実施に必要な経費のうち、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費並びに負担金補助及び交付金

【補助対象経費の上限】

- ・ソフト事業（調査、計画策定、普及啓発、インセンティブ付与、システム整備等）に係る経費は、1区市町村等あたり20,000千円を上限額とする。
- ・ハード事業（自転車シェアリングに関する設備、安全対策等）に係る経費は、1区市町村等あたり100,000千円を上限額とする。

※本補助メニューは、自動車から公共交通機関や自転車等への移動手段の転換、モビリティ・マネジメント、渋滞対策、それらに関する普及啓発等の取り組みを行う各種ソフト施策を想定しており、自転車シェアリング以外の車両の購入や駐車場整備などのハード事業は補助対象外とする。

＜補助対象期間＞

- ・原則として、令和8年度（2026年度）までの事業期間を設定すること。

＜留意事項＞

- ・本補助メニューにおける「自転車シェアリングシステム」とは、自転車の共同利用サービスであって、無人式のサイクルステーションで自由に自転車の貸出し及び返却を行うことができ、貸出しを行ったサイクルステーションとは異なるサイクルステーションでの返却が可能な仕組みをいう。

V-2 その他の補助金

東京都環境局で実施している「区市町村との連携による環境政策加速化事業」以外にも、活用できる可能性のある補助金をご紹介します。

※環境局「区市町村との連携による環境政策加速化事業」と他の補助金の併用について

- ・他の都補助との併用

- ⇒ 補助対象が重複しない場合、活用可能

補助事業のうち、都がその環境施策の推進のために別途自ら又は他の機関を活用して行う補助金の補助対象部分を除く。

- ・国補助との併用

- ⇒ 可能だが、控除する必要あり

補助対象経費に国からの補助金若しくは交付金を充当する場合又は補助事業に関し寄附金、使用料・手数料、その他の収入額がある場合は、これらを控除した額に補助率を乗じた額とする。

(1) 東京都持続可能な地域公共交通実現に向けた事業費補助金(都市整備局)

ア 目的

区市町村による地域公共交通計画の策定及び区市町村等が実施するコミュニティバス、デマンド交通等の地域公共交通の事業に対し、その経費の一部を補助することにより、地域特性に即し、様々なニーズに対応できる地域公共交通ネットワークの形成を促進し、誰もが移動しやすい利便性の高い都市、人・モノ・情報の自由自在な移動や交流が可能な都市の実現に寄与することを目的とする。

イ 詳細

https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bunyabetsu/kotsu_butsuryu/chiki_koutsu.html

ウ 問い合わせ先

東京都都市整備局 都市基盤部 交通企画課 地域公共交通担当
電話番号 03-5388-3398 (直通)

(2) 地域公共交通確保維持改善事業(国土交通省)

ア 目的

生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援することを目的とする。

イ 詳細

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html

ウ 問い合わせ先

○事業全般のお問い合わせ

国土交通省 総合政策局 地域交通課

電話番号 03-5253-8396 (直通)

○補助要件など、補助金の活用に関する詳細のお問い合わせ

関東運輸局 交通政策部 交通企画課

電話番号 045-211-7209

(3) 社会資本整備総合交付金(都市・地域交通戦略推進事業)(国土交通省)

ア 目的

徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを明確な政策目的の下、都市・地域総合交通戦略等に基づき、パッケージ施策として総合的に支援

イ 詳細

https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_fr_000015.html

(4) 日本版 MaaS 推進・支援事業(国土交通省)

ア 目的

公共交通とそれ以外の多様なサービスとをデータ連携により一体的に提供することで、地域が抱える様々な課題の解決に資する MaaS 事業に対し、日本版 MaaS 推進・支援事業に基づいて支援を行うことにより、新たなモビリティサービスである MaaS の全国への普及を図り、地域や観光地の移動手段の確保・充実や公共交通機関の維持・活性化だけでなく、地域課題の解決に寄与することを目的とする。

イ 詳細

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000160.html

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000208.html

(5) 新モビリティサービス推進事業(国土交通省)

ア 目的

交通事業者のデジタル化や、地域交通のキャッシュレス決済導入など、MaaS 実装に向けた基盤整備を図るための支援を実施

また、MaaS の円滑な普及促進に向け、地域公共交通活性化再生法に基づき新モビリティサービス事業計画の認定・協議会制度の活用等について支援

イ 詳細

https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo12_hh_000303.html

(6) デコ活推進事業補助金(環境省)

ア 事業目的

国民（消費者・働き手。以下同様）の行動変容・ライフスタイル転換を通じた暮らし（生活・働き方。以下同様）の改善及び温室効果ガス削減等の環境保全効果が継続的に見込める連携協働型の社会実装（事業化され自走することをいう。以下同様）に向けたプロジェクトであって、各主体が連携協働して需要サイドのボトルネックを構造的に解消する仕掛けを国民に提供する事業に要する経費の一部を連携協働型社会実装助成方式（事業主体と国が資金、資源（人的・物的）を持ち寄るもので、いわゆるマッチングファンド方式により当該プロジェクトを実施する方式をいう）で交付することにより、事業展開を可能にし、国民の「新しい豊かな暮らし」の実現及びこれを支える製品・サービス等への大規模な需要創出を図り、もって 2050 年カーボンニュートラル及び 2030 年温室効果ガス排出削減目標の達成に寄与することを目的とします。

イ 詳細

（環境省）

https://www.env.go.jp/press/press_03084.html

（一般社団法人地域循環共生社会連携協会）

https://rcespa.jp/offering/r05hosei_dekokatsu_koubo_01

ウ 問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課

脱炭素ライフスタイル推進室（デコ活応援隊）

電話：03-5521-8341

〔問い合わせ先〕

東京都 環境局 環境改善部 自動車環境課 地域環境交通担当

電話番号 03-5388-3525

メールアドレス S0000628@section.metro.tokyo.jp

※本手引きに関するお問い合わせや、補助金（「区市町村との連携による環境政策加速化事業」）の活用に関するお問い合わせ等、ご遠慮なくお問い合わせください。